

養父市国家戦略特別区域会議後記者会見要旨

(平成26年7月23日(水) 15:00～15:33 於) 養父市立八鹿文化会館 2階展示室)

1. 発言要旨

(新藤大臣) 本日、第1回となります養父市の国家戦略特区会議を先ほど終了したわけがあります。関係者の御協力で、この養父において第1回目の立ち上げができますことを本当にうれしく思っております。

冒頭の御挨拶でも申し上げましたが、この国家戦略特区の地域指定にはさまざまな議論、そして、たくさんの御提案があったわけであります。その中から、全国6カ所の中の1つとして、農業を関連する、しかも人口が2万6,000人という地域を特区として指定をしたことは、私たちにとっても大いなる挑戦であり、実験でもあった、このようにも思っております。

その指定に当たりましては、何といたしまして、広瀬市長を初めとして地元の皆様方の熱意、それから農業を改革していこうという大きな情熱が感じられたわけでございますけれども、今般、ここに来て、皆さんのお話を聞き、また、養父市を少し拝見いたしまして、そういった可能性に満ちた土地である、それから、この戦略特区、御提案をいただいてからもうすぐ1年がたとうとしますけれども、そういう中で準備が非常に早く進んでいるということ、私は実感をしております。

さまざまな企業体が、今回、認められる規制緩和を活用して、事業を新たに取り組もうという提案が、また、準備状況が示されましたので、ぜひこれをいち早く事業化できるように、私たちとしてもバックアップをしていきたい、また、一緒に行動していきたい、このように考えております。

そして、この会議でございますけれども、まず、戦略特区担当大臣と西村内閣府副大臣に御同席をいただいて、そして養父市長さんと、民間事業者代表ということで、新鮮組の岡本さんとマイハニーの浪越さんに御出席いただきました。

本日のこの養父市の区域計画素案が示されたわけでございますけれども、これは中山間地における農業改革の拠点として、農業に関する全ての初期メニューを活用した事業を掲げております。それから、歴史的建築物を利用した宿泊事業についての記載もございます。さらに、今後検討すべき規制改革事項として、農業分野のさらなる改革を進めるための農業生産法人の出資事業要件の緩和、また、植物工場などへの農地転用の一層の円滑化、

鳥獣被害防止対策の強化、森林資源を活用した拠点整備のための林地の開発許可権限の市の移譲と、こういったものについての記載がございました。

そして、本日の会議におきましては、参加の皆様からまことに活発な議論がございました。区域計画の農業委員会と市町村の事務分担に係る特例につきましては、養父市と養父市農業委員会との間で同意がありましたが、法に基づく事業の実施主体の申し出対象外であります。これは、要するに私たちの事業計画というのは、計画認定をする際に、区域会議で皆さんの賛同を得たものは、新たに追加の事業の申し出を受け付けることになっておりますが、市と農業委員会という、これは事業体ではございませんので、これについては追加の事業の参加申し出を受けることが必要ないことになります。

したがって、これは、本日の区域会議で決定したことになりますので、次回の国家戦略特区諮問会議、区域会議ではなくて、その上の総理を初めとする特区諮問会議において、この決定をお諮りすることになります。そして、速やかに内閣総理大臣の認定を申請する手続に入ることになります。したがって、全特区中、第1号の認定になるとともに事業が開始されるということに、本日の会議をもって結論が出たことになるわけでございます。それぞれ、既にほか3区域で会議を立ち上げておりますけれども、全ての戦略特区の中で、事業実施に入る一番早い展開となったことをここで御報告したいと思います。

また、その他の部分につきましては、今申し上げましたけれども、例えば、農地の生産法人に係る特例、それから、農家レストランの設置に係る特例、さらに、古民家等に係る旅館業法施行規則の特例、これも、きょうの会議で同意を得ましたので、これらについては今後、この規制を使って新たに事業に参加申し込みする意思があるかどうか、公募といたしましょうか、申し出の受付をすることになります。それらの新規の参加者を募った上で、次の区域会議で計画認定をして、それを特区諮問会議に上げるという順番になっていくということでございます。

また、今回、この追加の認定事項につきましても、たくさんの御提案がございましたから、これらについても具体的な事業性をもって準備を進めてもらいたいと思っております。その準備の推進状況に対応できるように、我々も政府内の各省と折衝を進めていきたいと思っております。

養父につきましては、新しい試みでありますから、リスクもあると思います。しかし、これをいち早く、やはり成功事例をつくることによって、養父においても、どんどんとまた次なる事業参加者が出てくることを期待したいと思っておりますし、我々は、国と地方

自治体と民間事業は、同じ立場で事業体の一員であるわけでありますので、一緒になって頑張っていきたいと思っております。

私からは以上です。

(広瀬市長) きょうは、新藤大臣、西村副大臣をお迎えしまして、養父市で第1回目の区域会議を開催することができました。

養父市の特区、この提案を具体化するための事業計画について素案ということで、いろいろ説明をさせていただき、御協議をいただいたところでございます。

その中でも特筆すべきは、先ほど大臣のほうからも御説明がありましたが、農地の流動化につきまして、農業委員会と我々養父市の役割分担の明確化という部分でございます。農地法第3条第1項の本文に掲げる部分について、農業委員会の合意がいただけましたので、これは農業委員会の非常に賢明な御判断、このことに私は厚く感謝申し上げるものがありますが、この合意がいただけましたので、早速、このことにつきましては、次回の諮問会議で御審議いただき、国からの認定ということでいただき、我々といたしましては、この認定がおり次第、すぐに実現にかかっているところでございます。

特区は、やはり1つの求められるものとしてスピード感がありますので、養父市の場合、重点事業、特定事業ということで、初期メニューで5つの事業が上がっておりますが、その1つが実現できるということでございますので、これは着実に一歩ずつ進めていきたいと考えております。そういう意味で、きょうも大臣に御無理を申し上げたところでございます。

さらに、新たなる規制緩和に向けてであります。

養父市は、農業特区ということで、農業を切り口にした地域の振興活性化ということで提案させていただきましたが、やはり市の全域の84%が山林であることを考えたならば、農業だけでは養父市の活性化はできないと。林業もあわせて活性化しなくてはいけないということで、林業に関する規制緩和を伴う事業について3点、きょうは素案の中で示させていただくとともに、さらに口頭でもう1点、保安林の規制緩和についてもお願いさせていただいたところでございます。

また、当初提案の中で大きな柱の1つとしてありました高齢者の働きやすい環境でございます。シルバー人材センターの労働環境の拡充拡大でございますが、このことについては、法規制ではなかったということで、特区法にも盛り込まれておりませんし、特定事業にも指定はされませんでした。やはりこれは、高齢化が進む養父市において3分の

1を占める大きな人口の塊り、しかもここの皆さん方、非常に元気なお年寄り、高齢者が多いわけですので、この方々が元気であれば、養父市は元気であることにつながりますので、高齢者の皆さん方の働きやすい環境づくりについても、引き続き、今あります制約を解除するような方向で進めていきたいということでも強くお願いさせていただいたところでございます。

今回、養父市の活性化が少しでもうまくいくことによって、実は、養父市のような環境に置かれている自治体、全国で数多くあります。いわゆる過疎地と言われている地域であるとか、中山間地域と言われている地域であります。自治体の約半数がそういう位置づけにありますが、それぞれの首長、市町村長は、地域の将来を考えたときに、いかにあるべきか頭を悩ましながら、眠れない日々を過ごしていると思いますが、養父市のこの取り組みが少しでも成功をおさめることによって、それらの地域の皆さん方が、養父市でもそこまでやれるなら、俺たちはもっとうまくやれるというような格好で、この養父市の取り組みが広く拡大していくことを我々は望んでいるところでございますので、そういうことも大臣にも申し上げ、養父市としての、この事業に取り組む決意を表明させていただいたところでございます。

以上でございます。

(西村副大臣) もう新藤大臣、それから広瀬市長が言われましたので、つけ加えることはないんですけども、1点だけ、もし申し上げますとすれば、よく聞かれる、成果は何なんだ、この特区の目指すところ、養父を特区指定したことの目指すところは何なんだというところですけども、3つの段階があると思ってまして、1つ目は、養父という名前が全国に知られたと。これは養父市にとっては物すごい大きな広告効果で、私のところに、これは何と読むんですか、「ようふ」ですか、何ですかと、たくさんいろんな人が聞いてられました。今や、養父(やぶ)という、あの難しい漢字で読めない人はいないぐらいに有名になりましたので、その効果は物すごく大きなものがあったと思います。

しかし、それで満足しているわけではなくて、今、市長がおっしゃられたように、さまざまな事業を展開していく。それを新藤大臣のところでは受けとめて、政府内で調整をしていくと。私どももお手伝いするということで、これで養父市の雇用がふえる、あるいは農業生産が拡大していく、農業委員会の権限も市に移して、よりスムーズに企業の参入なんかも認めていくことになると思いますので、そうしたものを東京に、全国に、あるいは世界に売っていく、そういう展開で売り上げが上がっていく。観光客も当然、来る。視察

も当然、来ると。この養父市の中だけの効果も大きなものが期待できる。もちろん、相当難しいハードルがありますから、そう簡単ではありませんので、相当程度、市にも意欲を持って引き続きやっていただきたいと思います。我々も相当程度バックアップしないと難しいと思いますけれども、それを乗り越えてやっていければ、そういう効果がある。

3つ目が、まさに新藤大臣、そして広瀬市長がおっしゃられたように、これを養父市の取り組みを見て、過疎地でも、田舎でも、やればできるじゃないかというところが広がってくれば、全国でこれはいろんな事業が行われてくるという、まさにそれが国家戦略特区で、人口2万6,000人の養父市を指定した理由でありますので、そういう何段階かの効果、特に3段階目、これから地方創成、地方再生というのをやっていく中で、その成功事例として先陣を切って、まず、モデルをつくっていただくことが期待されているわけでありまして、それによって全国に広がっていくことをぜひ期待をしたいと思います。

以上です。

2. 質疑応答

(問) 朝日新聞の甲斐と申します。

農地の流動化が市に事務移譲されるということが特区の第1号になるという見通し。これは実際に諮問会議で承認を受け、総理の、これは認定という言葉を使うのか。

(新藤大臣) 認定です。

(問) その辺を改めてお伺いしますし、事務上、その農地流動化についての事務が始まります見通しをお教え願えますか。それが1点。

もう1点は、第1号に養父がかかることについて、リスクもあるがという大臣の御発言がありましたけれども、困難な道であることは想像はつくんですけども、大臣の言われるリスクの意味を教えてくださいたいと思います。

(新藤大臣) まず、今回の手続上は、本日の区域会議において決定がなされました素案についての合意を得たわけでありまして。それに対して、今度は特区諮問会議という、総理が議長となって行われる最終意思決定機関です。この特区諮問会議に、素案が諮られることになり、総理大臣の認定を受けることによって事業化を始めることができる、この段階まで来たということでございます。ですから、そういう段階まで来ているのは、まだ、養父における農業の流動化、ここの部分だけだということをお先ほど申し上げたわけでありまして。

それから、リスクというのは、物事、新しい挑戦には必ずそういった不確定要素が伴

うわけであります。実際にこの地域において、そういう事業が、持続可能なものになるのか、そして、今般の国家戦略特区のこの事業のみが成功しても、今の事業の程度であれば、それは町全体を変えるほどのボリュームにはまだ至ってないわけです。ですからそれを、成功例をいち早くつくりつつ、さらにこの輪の中にたくさんの皆さんが入ってきて、厚く、そしてまた広く事業展開できるようにしていかななくてはなりません。

それは、この町にとどまることなく、同様の悩みを抱えている、また、同じ可能性を持っている地域には展開可能ではないかという大きな期待があるわけであります。うまくいくかどうかという意味において、リスクと言ったのであって、危険があるという意味ではございません。ぜひ、そういったものに挑戦をしていこうではないかという意味で使いました。

(問) 神戸新聞の三上といいます。

特定事業の内容等の中で、農家レストランというのが幾つも出てくるんですけども、農家レストラン、ふえ過ぎたりとかいうことは。そういった心配というのはないんでしょうか。

(新藤大臣) ふえ過ぎる前に、まず、つくることを期待しているわけであります。当然のごとく、それは事業が成り立たないほどに乱立してしまえば、やはり需要と供給の問題ですから、それは自然にできていくと思います。

少なくとも、私はこの養父については、来てみてイメージを新たにしたのは、とにかく子供たちを初め、若い人たちがたくさん訪れている町なんだということです。林間学校であるとか、それから冬のスキーであるとか、自然の学校だとか。神戸市の小学生の95%がこちらに来ているということですね。それから、年間で言うと、小学校から大学まで1,000校。昨年1年間の観光バスが5,616台だそうです。ですから、そういう人がたくさん来ている町であって、それから、歴史もあります。鉾山の歴史もあります。ですから、そういう地域の資源がたくさんある地域に、核となるような事業が幾つもできて、さらにそれが集客効果を拡大するならば、それに対するまた次なるレストラン事業というのが展開できるでしょう。こういう、まさに今、安倍内閣が求めている好循環がこの地域に起これば、過大な供給という心配はなくなってくるのではないかなと思います。

(問) 済みません、さっきの諮問会議の見通しは。事務の始まりの見通しをちょっと。

(新藤大臣) どうぞ。事業の始まりの時期ですか。それは、こちらの市長のほうから。

(問) 諮問会議の日程が大体いつごろというのがないと、市長さんもお答えにくいんじゃない

ないかと。

(新藤大臣) 特区の諮問会議については、可及的速やかに開催することになりますが、これはメンバーの、総理を初めとする皆さんの日程調整が必要となってきます。

それから、今、私たち、この特区の会議を各地区で立ち上げておるわけでありますが、あと2カ所残っております。ですから、そういったものとの、全て終わらなければ特区諮問会議を開かないということではありませんが、総合的な検討の中で、できるだけ速やかに、この成果を出せるように、また開催できるようにしていきたいと思えます。

(広瀬市長) 私のほうですね。諮問会議で審議いただき、総理大臣の認定がございましたら、我々は法の手続によって公告を行い、そして実施になるわけですが、それを待っているのは物事が進みませんので、市のほうの体制づくり、事務体制づくりは、8月に入れば、体制づくりを具体的に行っていきたいと考えているところであります。国のほうの認定がおりますれば、いつでも事務が開始できるような体制づくりは、速やかに行っていくということでもあります。

(問) 毎日放送の小林と申します。よろしくお願ひいたします。

今回の決定までの中に、農業委員会との合意に至るまでに、かなり熾烈なやりとりとか交渉があったかと思うんですけれども、そういったことが今後ほかの自治体でも養父市さんのように可能になるかというあたりについては、どのようにお考えでしょうか。

あともう一つ、関係があるかと思うんですけれども、今回、結構外部の、市外の業者の方が入ってるかなと思うんですけれども、それと連携して、養父市内の農業者と連携していろんな項目に全て入ってるかと思うんですが、具体的にその連携というのが必須項目になっていくのかどうかというのは、そのあたりはいかがでしょうかと、この2点でございます。

(新藤大臣) 養父市における農業委員会と市との調整につきましては、市長さんのほうから後ほどお答えいただきたいと思えます。

私は先日、新潟の戦略特区のほうにも参りまして、新潟も農業の関係で農業委員会との調整がございます。こちらの養父も同じですけれども、農業委員会を抵抗勢力のようなものと考えてはいけなないと私は思っています。それぞれ皆さん、自分の役割を果たそうとして、また、責任を持っているわけです。ですから、新しいことをやろうとすれば、必ずそれに対する心配が出てまいります。これを解消できずして物事は進まないわけですから、当然、新しいことをやるときに、そういう声が出てきてもいいと思っています。

それを、互いが立場、役割を理解し合って、また、そういうきちんとした説明がなされれば、新潟においても非常にスムーズに、逆に、農業委員会や、また農協ですね。農協の皆さんが協力をして、じゃあともに農業を活性化させていこうじゃないかという方向が出てまいりました。

養父においても、そういった意味で、役割を分担して協力しましょうということです。一方で、これは市からも農業委員会や既存の農業者に対する依頼も出てくるのではないかと思います。そういう中で、私は、日本の農業は質が高く、おいしい、安全だ、すばらしい、しかも日本の国とすれば基礎となるような部門です。今、衰退が心配されておりますけれども、逆に、農業活性化は日本に残された最終秘密兵器だと私は思っているんです。ですから、これを産業化しながら、国内から、さらには国際展開できるような、そういう規模のものをつくっていくことは、国家がこれから発展する上で極めて重要な部分です。その意味においては、既存の農業者との連携、そして、その人たちも新しい形での参加、これをやはり意識しながら、そして、そうはいっても新しいものを突破するにはパワーが必要ですから、情熱を持って切り開いていただきたい。国家戦略特区内においては、そういうことが成功しつつあるのではないかと、このように感じています。

(広瀬市長) 養父市の現状を見たときに、今、養父市にとって何が必要なのかを考えたとき、やはり我々は必要なことをやっていかななくてはいけないということが第1番にあります。これが農業委員会なのかどうかは別にしまして、必要なことを我々はやっていきたい。そのときに、今回、農業委員会が対象になったということでもあります。

忍び寄る危機と私はいつも言っておりますが、知らず知らずのうちに、養父市はそういう危機が近くになってきているということでもあります。それはどうかといいますと、農業後継者、農業の担い手が高齢化してきておる。そして、後継者が少ない。近い将来、農業を行う人がいなくなってしまう、農地が荒れてくると。町が、農業、農村がなくなってしまう。そういう危機感を抱いております。

そのために、今、何をしなくてはいけないのか。それは、農地の移動を円滑、スムーズにできるような環境づくりをして、後継者に来ていただく。将来、農業の担い手がなくなったときに、後継者がちゃんと控えておれる、そういう環境づくりをするために、今、養父市にとって必要なことということで御提案申し上げたところであります。

この本当の趣旨を農業委員会にも説明させていただきました。確かに農業委員会から見ると、今ある権限を市に移すということですから、自分たちの権限がなくなる。これは

組織にとって非常に大変なことで、まず、みずから血を流さなくてはいけないということでございますが、そのことと、それでも養父市の将来を考えたときに、養父市の将来の農業を考えたときにどうなるか。

農業委員会も、将来のことを考えて自分の職務に一生懸命になっていた。我々も、将来の農業を考えて、今、何をなすべきかということで、目指すところは1つである。そのためには、お互いに十分話し合うことが必要である。

今回の戦略特区の農業委員会の権限移譲については、確かに農業委員会にとってはつらいことであったかも知れませんが、農業委員さんも養父市民であるし、我々も養父市民である。養父市の将来のことを考えたときに、今、何をなすべきか。そのことを十分話をさせていただく中で、確かにこの3カ月は非常に辛いものがありましたが、農業委員会のほうも非常に賢明な判断をいただいた。自分たちも将来の養父市のことを考えたときに、今、市長の行おうとしていることに関して、これはある一定の理解を示さなくてはいけないということを理解していただいたということでもあります。

以上です。

(西村副大臣) 1点だけ補足をさせていただきますと、養父市、新潟市は特区で手を挙げられて、農業委員会との調整をやりと手を挙げられて、この特区においてでも、今、市長からお話があったように、相当大変な調整をしてこられたわけであります。

ほかの地域はどうかといいますと、これは一般論でいいますと、農業委員会がうまく機能していないところもあると。これは名誉職的になっていたり、あるいは、農地の流動化にうまく機能していないということがあるものですから、今後の、新藤大臣が言われたように、農業の将来の可能性を切り開いていくためには、流動化、大規模化、集約化、あるいは、企業の新たな参入、こうしたものに積極的に取り組んでいく農業委員会にしていくということで、成長戦略においては、任命制も含めて、一定の方向性を出したところでありまして、その実行をまた、これは特区以外の地域、一般論として、全体として、これを進めていこうとしているところです。

(問) それで市長に伺いたいんですけども、市外の業者も入ってくる中で、養父市内の農業者と連携するというのを、今後、必ず入れていくというお考えでしょうか。特区にまつわる事業の中での話ですけど。

(広瀬市長) 農業生産法人を設立していただくということが、やはり肝要になるかと思えます。そのときに、地域の農業者、いわゆる役員要件、出資要件等の中に農業者という

ことが出てきますので、当然、地域の農業者との連携は前提になってくるということで御理解いただきたいと思います。

(問) 確認なんですけど、きょうの素案は、全体が合意ということで理解してよろしいんでしょうか。素案全体に合意が諮られたと。

(新藤大臣) これは正確に言うと、最初の法第2条第2項に規定する特定事業、この内容については合意が諮られたということでもあります。

その次のⅡです。追加の事項については、こういった項目がございますというものをテーブルに載せたということです。ですから、その内容が煮詰まれば、次回においては、この特定事業や認定すべきものとして、もう一度諮られることになります。

(問) Iのこの名称は、もう決定ですか。

(新藤大臣) これは決定です。

(問) これは決定。Ⅱが合意で。

(新藤大臣) はい。

(問) Ⅲについては。

(新藤大臣) Ⅲは、経済的社会的効果ですから、こういったものは次の会議までに精査・検討するというので、事業の規模がわかってきますから、それに基づいて精査・検討を行うことになったということです。

(問) 今のお話で、今のお話は、農家レストランとか信用保証制度とか全部ひっくるめての話なんですか。全て。

(新藤大臣) そうです。

(問) これで諮問会議に上げるという。

(新藤大臣) いえ、違います。Ⅱのところは、全て合意をいたしました。ですが、この農業委員会と市町村の事務分担に係る特例については、事業者がおりませんから、ここに入ってくる。ですから、これは、もうすぐに諮問会議に載せられる事項になります。

その他については、この特定事業について、さらに新規の参加者を募る手続があるわけですから。それを募った上で、最終的に、現時点で参加する事業者が特定されますから、それをもって、次回の区域会議でこの計画を詰めます。それを今度は諮問会議に載せるというパターンになるので、この農業委員会の事務分担のところだけは、ほかよりも1アクション先に進むことができるという説明をしているわけです。

(問) 次回会合はいつごろを予定されてますか。

(新藤大臣) これはできるだけ早くにということで、私どもは夏の間には区域会議を立ち上げようということで、6月末からこの7月、もうすぐ8月になりますけれども、ここで第1回目を各地区で立ち上げました。ですから、まだ暑い間に第2回目をやりたいと思っております。

それで、この秋の間に事業開始ができるように、それはイコール、特区諮問会議で総理からの認定を受けて事業開始になる。これを秋と呼ばれる間には、そういったことができるようにしていきたいと、このように目標を立てております。